

第十八章 制度に関する規定

第十八・一条 RCEP閣僚会合

1 RCEPの担当閣僚（以下この章において「RCEP閣僚」という。）は、この協定が効力を生ずる日から一年以内に及びその後は締約国が別段の合意をする場合を除くほか毎年、この協定に関する問題を検討するために会合する。

2 RCEP閣僚は、あらゆる事項に関する決定をコンセンサス方式によって行う。

第十八・二条 RCEP合同委員会の設置

締約国は、各締約国が指定する上級職員から成るRCEP合同委員会をここに設置する。

第十八・三条 RCEP合同委員会の任務

1 RCEP合同委員会の任務は、次のとおりとする。

- (a) この協定の実施及び運用に関する問題を検討すること。
- (b) この協定の改正の提案を検討すること。
- (c) この協定の解釈又は適用に関して生ずる意見の相違について討議し、及び適当かつ必要と認める場合

には、この協定の規定の解釈を提示すること。

- (d) 自己の任務の対象となる問題について専門家の助言を求めること。
- (e) 第十八・六条（RCEP合同委員会の補助機関）の規定に基づいて設置される補助機関（以下この章において「補助機関」という。）に問題を付託し、作業を割り当て、又は任務を委任すること。
- (f) 全ての補助機関の活動を監督し、及び調整すること。
- (g) 補助機関により付託される問題について検討し、及び決定を行うこと。
- (h) 必要な場合には、補助機関の構成若しくは組織を再編し、又は補助機関を解散すること。
- (i) RCEP合同委員会及びその補助機関の事務局の業務を行い、並びにこれらに対して技術的支援を提供するため、締約国が合意する条件に基づきRCEP事務局を設立し、及びその後監督すること。
- (j) 締約国が合意する項目に関する対話の場合（適当な場合には、産業界の代表、専門家、学界の代表その他の利害関係者の参加を含むことができる。）を開催すること。
- (k) 締約国が合意するその他の任務を遂行すること。

2 RCEP合同委員会は、RCEP閣僚に報告するものとし、適当な場合には、検討及び決定のためにR

C E P 閣僚に対して問題を付託することができる。

第十八・四条 R C E P 合同委員会の手続規則

- 1 R C E P 合同委員会は、あらゆる事項に関する決定をコンセンサス方式によって行う。(注)

注 R C E P 合同委員会は、決定が行われる時に会合に出席しているいずれの締約国も決定の案に反対しない場合には、コンセンサス方式によって決定を行ったものとみなされる。締約国が会合を欠席した場合には、その決定は、当該締約国が当該決定を検討し、必要に応じて説明を求めるために当該締約国に送付されるものとし、当該締約国は、当該決定の送付から十四日以内に自国の確認を伝達することができる。

- 2 R C E P 合同委員会は、その第一回会合において、R C E P 合同委員会の手続規則を定める。

第十八・五条 R C E P 合同委員会の会合

- 1 R C E P 合同委員会は、この協定が効力を生ずる日から一年以内かつ R C E P 閣僚の第一回会合より前に及びその後は締約国が別段の合意をする場合を除くほか毎年、会合する。

- 2 R C E P 合同委員会は、締約国が別段の合意をする場合を除くほか、A S E A N の構成国である締約国及び A S E A N の構成国でない締約国において、交互にかつ輪番制によって開催する。

3 RCEP合同委員会は、締約国が別段の合意をする場合を除くほか、ASEANの構成国である締約国が任命する代表一名及びASEANの構成国でない締約国が任命する代表一名が輪番制によって共同議長を務める。RCEP合同委員会の共同議長の役割は、締約国間のコンセンサスを促進するため、会合の効果的かつ公平な運営を確保することとする。

4 各締約国は、自国の代表団の構成について責任を有する。

5 RCEP合同委員会は、適当な手段（電子メール、ビデオ会議その他の手段を含む。）によりその活動を遂行することができる。

第十八・六条 RCEP合同委員会の補助機関

1 RCEP合同委員会は、その第一回会合において、次の委員会を設置する。

(a) 物品に関する委員会（物品の貿易、原産地規則、税関手続及び貿易円滑化、衛生植物検疫措置、任意規格、強制規格及び適合性評価手続並びに貿易上の救済に関する活動を取り扱う。）

(b) サービス及び投資に関する委員会（サービスの貿易（金融サービス、電気通信サービス及び自由職業サービスを含む。）、自然人の一時的な移動及び投資に関する活動を取り扱う。）

(c) 持続可能な成長に関する委員会（中小企業、経済協力及び技術協力並びに新たに生ずる問題に関する活動を取り扱う。）

(d) ビジネス環境に関する委員会（知的財産、電子商取引、競争及び政府調達に関する活動を取り扱う。）

2 1の規定に基づいて設置される各委員会は、附属書十八A（RCEP合同委員会の補助機関の任務）に定める任務及びこの協定が定め、又は締約国が合意するその他の任務を有する。

3 RCEP合同委員会は、必要と認める場合には、追加的な委員会その他の補助機関を設置することができる。

4 1の規定に基づいて設置される各委員会は、この協定が効力を生ずる日から一年以内に及びその後は締約国が別段の合意をする場合を除くほか毎年、会合する。

第十八・七条 補助機関の会合

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、補助機関の構成及び活動は、次のとおりとする。

(a) 各締約国の代表から成る。

(b) 締約国が別段の合意をする場合を除くほか、ASEANの構成国である締約国が任命する代表一名及びASEANの構成国でない締約国が任命する代表一名が輪番制によつて共同議長を務める。

(c) その任務の対象となるあらゆる事項に関する決定をコンセンサス方式によつて行う。(注)

注 補助機関は、決定が行われる時に会合に出席しているいずれの締約国も決定の案に反対しない場合には、コンセンサス方式によつて決定を行ったものとみなされる。締約国が会合を欠席した場合には、その決定は、当該締約国が当該決定を検討し、必要に応じて説明を求めるために当該締約国に送付されるものとし、当該締約国は、当該決定の送付から十四日以内に自国の確認を伝達することができる。

(d) 適当な手段（電子メール、ビデオ会議その他の手段を含む。）によりその活動を遂行することができる。

(e) 締約国が別段の合意をする場合を除くほか、RCEP合同委員会の指示に従つて会合する。

第十八・八条 連絡部局

各締約国は、この協定が自国について効力を生ずる日から三十日以内に、この協定に係る事項に関する締約国間の連絡を円滑にするための総合的な連絡部局を指定し、及び当該総合的な連絡部局の連絡先の詳

細を他の締約国に通報する。各締約国は、当該連絡先の詳細の変更を他の締約国に対して速やかに通報する。これらに係る全ての公式の連絡は、英語により行う。